

4

助産師^{*1}島田 真理恵^{*2}

1. 過去 20 年間の人数の推移

平成 30 年衛生行政報告例(就業医療関係者)¹⁾の概況では、平成 30 年(2018)末現在の就業助産師数は 36,911 人であった。平成 10 年(1998)末現在の就業者数の 24,202 名²⁾と比較すると、20 年間で 12,000 人以上の増加がみられている(図 1)。

2. 文部科学省と厚労省の役割

現在、助産師教育課程は、大学で選択コースとして位置づけられる教育課程と、1 年課程である養成所(各種学校、専修学校)、短期大学専攻科、大学専攻科・別科と 2 年課程である大学院(専門職大学院を含む)など、助産師は、様々な課程で養成が行われている。

養成所は、厚生労働省の指導のもとに都道府県が管轄し、大学(4 年制大学での統合カリキュラムによる教育課程)、短期大学専攻科、大学専攻科・別科、専門職大学院、大学院は文部科学省が管轄している。

また、助産師養成課程は、文部科学省と厚生労働省の合同省令である保健師助産師看護師看護学校養成所指定規則と厚生労働省の看護師等養成所ガイドライン(2020)³⁾に従って運営されている。

3. 免許制度と免許試験制度

助産師の免許は、保健師助産師看護師法(以下、保助看法)第 7 条 2 に「助産師になろうとする者は、助産師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」とされ、助産師業務を行う者は、助産師免許を持つこと

が必要であることが示されている。助産師の国家試験受験資格は、保助看法第 20 条に示されており、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして文部科学大臣の指定した学校において、1) 1 年以上助産に関する学科を修めた者、2) 都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者、3) 前述 1、2 と同等以上の知識および技能を有すると認めたものとされている。

助産師国家試験の内容は保助看法第 17 条で、「助産師として必要な知識及び技能についてこれを行う」と示され、試験の実施は第 18 条で「毎年少なくとも 1 回これを行う」と定められており、現在、年に 1 回実施されている。助産師免許の付与は、助産師国家試験合格者が申請し、助産師籍に登録されることによってなされる(保助看法第 12 条第 2 項)。なお、助産師免許登録は、助産師国家試験に合格しているだけでなく、看護師国家試験に合格していることが必要である。

4. 従事する業務内容と従事する医療現場の典型例

助産師は、保助看法第 3 条で「助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子」と定義されており、助産師は正常経過にある妊産婦とその家族のケアについては、自身の助産診断をもとに支援を展開することができる職能を有している。

しかし、社会状況の変化によって、心身および社会的ハイリスク妊産婦が増加し、女性の生き方も多様となってきた。このような変化に対応し、周産期ケアにとどまらず、産後ケアを含む地域における乳幼児期の子育て支援、生涯にわたる女性の健康支援、包括的性教育など、女性とその家族に寄り添い支援する専門職者とし

^{*1} Midwife

^{*2} Marie Shimada 公益社団法人日本助産師会

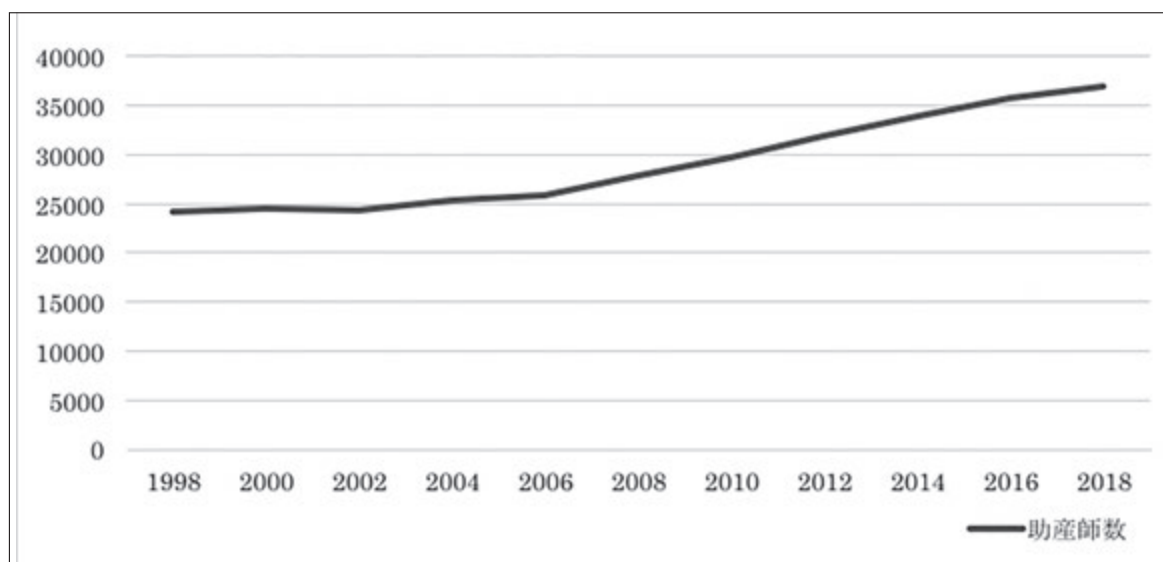


図1 助産師数の推移

て、助産師に求められる役割は今後、ますます拡大していくと考えられる。

助産師の主な就業場所は、前述の平成30年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況によれば、病院（62.9%）、診療所（22.1%）、助産所（5.3%）である。したがって、従事する医療現場の典型例は、病院に勤務し、あらゆるリスクの妊産婦のケアを実施している助産師であると言える。国は病院において、医師の働き方改革の取り組みの1つであるタスクシフトと、ローリスク妊産婦支援を主たる業とする助産師の職能を活かした助産師外来や、院内助産を推進しており、今後、助産師はこのような取り組みに努力し、病院における役割を拡大していくことが期待されている。

また、少子高齢社会の現在、地域で妊産婦とその家族への切れ目のない支援を行う重要性が認識されつつある。産前～産後の継続ケアおよび乳幼児期の育児支援は、助産所や地域で働く助産師が担うところが多い。今後、助産所あるいは地域で活動する助産師が増加していくことが望まれる。

5. 関連法規

助産師業務に関連する法規としては、以下が挙げられる。

1) 保健師助産師看護師法

助産師の定義、免許、試験、業務（業務内容、就業の届出義務、応召の義務、証明書等の交付義務、助産録の記録および保存の義務等）、罰則が定められている。

2) 医療法

助産師は助産所を開設・管理する開業権を有している。助産所は医療施設の1つであるため、助産所の定義、助産所の名称の使用制限、開設の許可および届出等、助産所に係ることは医療法に定められている。

3) 母子保健法

妊娠・出産又は育児に関する保健指導、新生児・妊産婦の訪問指導等、助産業務に関連する指導について定められている。

その他、戸籍法（出生届・死産届）、母体保護法（受胎調節の実施指導）などがある。

6. 教育機関の数

看護関係統計資料集⁴⁾によれば、2020（令和2）年4月時点の助産師養成所数は、大学院46校、大学専攻科・別科40校、大学96校、短期大学専攻科3校、養成所44校の計229校であり、増加傾向を示している。この増加は、大学専攻科・別科、大学院を設置する教育機関数の増加によるものである。周産期医療の高度化、助産

師に求められる役割の拡大に伴って、助産師教育は看護基礎教育の上に積み上げるべきであるとの考え方が浸透しつつある。

7. 卒前教育課程

前述2で述べたように、助産師教育は様々な課程で行われており、助産師教育を受ける学生にとっては、多くの選択肢がある。しかし、今後、助産師を高度な知識・技術を有した専門職業人として位置づけていくには、卒前教育課程の多様性をどのように改革していくかが課題となってくると考えられる。

助産師養成所の70%が加入する全国助産師教育協議会は、「助産師教育における将来ビジョン2015」において、「助産師教育期間は、看護基礎教育の基盤の上に2年とする」ことが望ましいと述べている⁵⁾。これは、教育機関の主流である大学での助産師教育では、厚生労働省による「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」(2011)⁶⁾に到達することが困難であることや国際助産師連盟(ICM)の助産師教育モデルカリキュラム(2010)⁷⁾では、医療専門職資格取得後に18カ月以上の教育が必要とされるためである。助産師教育は今後、大学院での教育がさらに推進されていくと考えられる。

8. 卒後研修制度の有無、主なキャリアパス

看護活動は、対象者の生命の安全確保を図りつつ、人格・人権を尊重して行うべきものであり、その職業に就くものは、生涯にわたって研鑽すべきであるとの考え方から、2009(平成21年)に保助看法(第28条2)および「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が改正され、2010年より、医療機関の機能や規模にかかわらず、新人看護職員の研修を実施することが努力義務となった⁸⁾。このため新人助産師も就職した施設で開催される研修を受けることが必要とされている。

日本看護協会は、助産師への社会の期待や助産師の使命・役割等を考慮し、それらを反映させた「助産師のキャリアパス」を示している⁹⁾。

このキャリアパスでは、助産師の多くが、資格取得後に就職する病院で、生活と仕事と学習の調和を図りながら、自身が目指すキャリア(周産期分野のスペシャリスト、看護管理者等)を実現するためのデザインを描く必要性が示されている。

9. 国・自治体や学会による専門家認定制度の有無

一般財団法人助産評価機構では、2015年にCLoCMiP[®](助産実践能力習熟段階)レベルⅢ認証制度を創設した¹⁰⁾。助産師の助産実践能力を審査し、一定の水準に達していることを認証する仕組みであり、認証を受けた助産師は、「アドバンス助産師」と呼ばれ、「自律して助産ケアを提供できる助産師」であることを公表することができる。

日本において、助産師免許制度は更新制ではないことや周産期医療提供体制において、助産師の実践能力の低下が懸念される状況のなか、助産実践能力の強化に努力している者は、その能力を第三者に示すことが必要と考えられる。現在、10,569名(2020年度)が「アドバンス助産師」の認証を受けており、5年ごとに認証更新がなされる仕組みである。

10. 教育について話題とされていること

2020年に保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令が公布され、2022年度から施行されることになった。この改正により、助産師の国家試験受験資格取得に必要な卒業単位数は、28単位から31単位となった。この単位数増加は、今後、助産師は、支援対象である妊産婦のハイリスク化に対応して、さらに、周産期ケアに係る助産診断能力を強化することや、地域での切れ目ない妊産婦とその家族への支援力を高めるために、産後4カ月程度までの母子のアセスメント能力を強化する必要があるためである。少子社会であるからこそ、女性のリプロダクティブヘルスの支援者である助産師は、より専門性の高いスキルをもつ人材の育成が求められていくと考えられる。

■文 献

- 1) 平成 30 年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況. 令和元年9月4日 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/18/dl/gaikyo.pdf>. (最終閲覧日: 2021.9.21)
- 2) 平成 20 年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況. <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/08-2/dl/02.pdf>. (最終閲覧日: 2021.9.21)
- 3) 「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正について. <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T201105G0040.pdf> (最終閲覧日: 2021.9.21)
- 4) 日本看護協会出版会編集 (2021): 令和 2 年看護関係資料集, 日本看護協会出版会, 東京, p. 40-1.
- 5) 公益社団法人全国助産師教育協議会「助産師教育における将来ビジョン 2015」 <https://www.zenjomid.org/wp-content/uploads/2021/01/vision.pdf> (最終閲覧日: 2021.9.27)
- 6) 厚生労働省「第 6 回看護教育の内容と方法に関する検討会議事次第」資料 3 助産師教育ワーキンググループ報告. <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000tey.html> (最終閲覧日: 2022.2.5)
- 7) 日本看護協会 国際情報「国際助産師連盟 助産師教育の世界基準 (2010)」 <http://www.nurse.or.jp/nursing/international/icm/basic/standard/pdf/kj-03.pdf> (最終閲覧日: 2022.2.5)
- 8) 厚生労働省 新人看護職員研修について <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000050510.pdf> (最終閲覧日: 2021.9.27^o)
- 9) 公益社団法人日本看護協会 (2013). 助産実践能力習熟段階 (クリニカルラダー) 活用ガイド, 日本看護協会出版, 東京, p. 11-2.
- 10) 日本助産評価機構ホームページ, アドバンス助産師とは. <https://josan-hyoka.org/advanced/overview/> (最終閲覧日: 2021.9.27)